



南雲正美

一
般
質
問

国際会議関連裁判結果について

国際会議関連裁判結果について

質問

湯沢国際会議を町制施行四十周年記念事業として、平成七年十月開催を計画、協議を進めていたが、同年五月、町長は一方的、勝手に会議開催の中止を決定しました。原告は損害を被ったとして、町に対して一億二千五百万円の損害賠償を提訴し、第一審東京地裁、第二審東京高裁を経て、町は慰謝料六百九十万円と金利分を含めての支払い判決を受けて、町は平成十三年九月二十八日、八百八十万八千八百八円を血税から支払った。今回の新潟地方裁判での住民訴訟裁判は町長自身の失政である

にもかかわらず、東京裁判の敗訴に町民の血税での支払いは妥当性に欠け間違いであり、町長と町監査委員及び血税支払いを議決した町議会の姿勢を問う裁判であり、二月十九日新潟地裁の判決で湯沢町の損害額は東京裁判の支払い額から町長の給与減額分を控除した六百九十万三千三百八円を町長が町に支払うことで決審した。

今回の裁判で特に町長と町監査委員の責任は重大であり、かつ東京裁判での血税支払いを議決した議員の責任も重く、反省すべきであります。

町長は国際会議の東京裁判での被告は、村山隆征個人ではない、被告は湯沢町であると言っている。町とは住民が被告にされているのであります。町長の議会軽視が原因であり、町に大きな汚点

を残す結果となった。町長は三月八日定例議会冒頭、今回の裁判結果について町民とここに出席の皆様は大変申しわけないと詫びた。

国会議員も田中前外相、佐藤前自治相も秘書疑惑で辞職している。埼玉県土屋知事も娘の不祥事が発覚して知事自身が直接関与していなくとも責任をとって辞任している。大失敗でお詫びは通用しない。辞任、辞職で責任をとる時世です。町長、あなたは東京、新潟双方の裁判で被告の立場で敗訴したわけで、このような立場で現職にしがみ付いているのは全国で町長あなたしかいませんし、全国に恥をさらしている事をどのように認識して責任を感じているのか、町長は自身が蒔いた種はきちんと刈りとり責任あるけじめをつけるべきで

あり、失政責任をいかようにとるのか伺います。

町長答弁

昨日町民代表である議場で判決を真摯に受け止め、町民議員に深くお詫びしました。

町政の管理者として反省し、山積する諸課題と多難な財政に一生懸命取り組み、残された任期を全うし、信頼回復に努めることが私の責任です。

質問

町長は新潟の裁判判決に対して課題山積の町政に専念するために控訴断念と言っているが、町長は控訴しても勝訴要因が一つもないのです。課題山積の町政に専念と言っているが、三俣の振興策も取り組みが遅いし、湯沢高校廃止問題も前宮田議員が一般質問されたのに放置し、何事も対応が

遅すぎる。町長は東京の裁判で代理人出張旅費、準備事務費、弁護士費、総計で血税の大金が消費された。町長個人が支払うべきで責任を伺う。

町長答弁

町民の付託にこたえ誠心誠意取り組み任期を全うしたい。

